

ガザ地区における平和の早期実現を求める決議

パレスチナ自治区ガザ地区において戦闘行為が始まって半年以上経過した。国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて容認できるものではない。

このような一方的な虐殺行為は国連憲章・国際法違反に当たり、国際社会の秩序を根幹から揺るがすものである。

既に子供たちを含む民間人4万人以上という多数の犠牲者が出ている。

先進7か国（G7）外相の会合においては、テロ行為を断固として非難することや、人質の即時解放を求めることを確認するとともに、ガザ地区の人道危機に対応するため、戦闘の人道的休止と人道回廊の設置への支持に関して、緊急声明を発表した。しかしながら一時休戦も長くは続かず戦闘再開に至っている。

また、核兵器使用も辞さない姿勢は、唯一の戦争被爆国であり、福島原発事故を経験した我が国においても、核兵器の廃絶と平和で安心して暮らせる社会の実現を願い非核平和都市宣言をしている本市においても、到底看過できるものではない。

よって、本議会としては、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、パレスチナ自治区ガザ地区で起こっている全ての戦闘行為を一刻も早く沈静化し、人道的状況の回復、恒久平和に向けた即時停戦が実現することを切望する。

以上、決議する。

令和6年6月19日

栃木県栃木市議会